

ユニバーサルサービス制度における
交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ（第1回）
議事概要

1. 日時

令和7年（2025年）10月10日（金）10:00～11:05

2. 場所

Web会議

3. 出席者

（1）委員

関口博正主査、相田仁主査代理、大谷和子委員、春日教測委員、砂田薫委員、
長田三紀委員、藤井威生委員、三友仁志委員

（2）オブザーバー

全国知事会、全国町村会、
一般社団法人電気通信事業者協会、
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、
NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ、
KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

（3）総務省

吉田恭子電気通信事業部長、平松寛代基盤整備促進課長、隅田昂平基盤整備促進課課長補佐

4. 議題

（1）開催要綱

（2）本WGにおける検討の進め方

（3）令和7年度以降の電話のユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方

（4）意見交換

5. 議事録

【事務局】

第1回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループを開催いたします。会議開始に当たり、事務局から御案内させていただきます。

本日は、Web会議形式での開催となります。皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますよう、お願いいたします。また、発言時以外はカメラ、マイクをオフにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。なお、構成員に皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合などには、チャット機能などを御活用いただければと思います。

それでは、以降の議事進行は関口主査にお願いしたいと存じます。関口主査、よろしく願いいたします。

【関口主査】

おはようございます。関口でございます。すみません、入ってくる音が何も聞こえなかった不具合がありまして、パソコンそのものを一度、立ち上げ直したので、若干、遅刻になりました。

情報通信審議会ユニバーサルサービス政策委員会の大会主査からの御指名を頂戴いたしまして、本ワーキンググループの主査を務めることになりました。改めてよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから第1回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループを開催いたします。まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。構成員の皆様に対しましては、事前に議事次第のほか、資料1として本ワーキンググループの開催要綱、資料2、資料3として事務局からの説明資料、参考資料1、参考資料2として、この後、御説明差し上げる検討事項に関連する過去の答申をお送りしております。

また、傍聴されている方には、同一の資料を掲載している総務省ウェブサイト上の本ワーキンググループのページを御案内しております。以上でございます。

【関口主査】

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議題の1つ目の本ワーキンググループの開催要綱について、でございます。資料1の開催要綱を御覧くださいませ。元々このワーキングは研究会として立ち上がっていたんですが、今回、電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会の下にワーキングとして改めて位置付けられるということで、やや仕切り直しということで、この資料1の開催要綱からの議論になります。

このワーキンググループの検討・検証事項につきましては、3番にありますとおり、まず(1)交付金・負担金の詳細な算定方法、(2)情報通信審議会答申「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定時の在り方」において継続検討とした事項、(3)その他必要と考えられる事項の3点でございます。

また、このワーキンググループの構成と運営は、4のとおり、構成メンバーとしては不変でございます。ここで、3枚目の別紙を御覧ください。ここにございますとおり、ユニバーサルサービス政策委員会の太谷主査から、本ワーキンググループの主査代理としては相田先生が指名されておりますので、相田先生、よろしく願いいたします。前回のワーキングでもお願いいたしましたので、引き続きよろしく願いしたいと思います。ユニバーサルサービス政策委員会(第41回)においてお示した内容からの変更点としては、NTT法改正を受けて社名変更されたNTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社の社名を現在の名前に直しているということになります。また、オブザーバーとして、楽天モバイル株式会社様に入っていただくとともに、株式会社オプテージ様には会社としての御意向も踏まえ外れていただきました。

開催要綱本体に戻っていただき、5にありますとおり、このワーキンググループは原則公開といたしますが、場合によっては一部または全部を非公開とすることにより、関係者の利益保護を図ってまいりたいと思います。

本開催要綱に基づき、本ワーキンググループを運営していこうと考えております。この点に関しまして、御意見、御質問がある方は、チャットもしくは御発言を直接賜ればと存じますが、いかがでしょうか。

特によろしゅうございますか。

それでは、次の議題に入らせていただきます。

事務局より、資料2に基づき、本ワーキンググループにおける検討の進め方について、資料3に基づき、具体的な検討事項について、それぞれ説明を頂戴いたします。その後、構成員の先生方から御意見、御質問等をいただきまして、意見交換ができればと存じます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局を務めさせていただきます基盤整備促進課で課長補佐をしております隅田と申します。私からは、今、投影させていただいている資料2に基づいて、このワーキンググループにおける検討の進め方、連続してですけれども、資料3に基づいて、具体的な論点設定とか検討の方向性について、20分ちょっとお時間を頂戴しまして、御説明差し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

では早速ですが、資料2のページを進んでいただきまして、右肩の1ページ目を御覧ください。まず、検討の経緯というところからなるんですけれども、こちら枠内の1ボツ目に関連しまして、本年5月に電気通信事業法とNTT法の一部改正法が成立いたしているところです。これを踏まえまして、電話とブロードバンドのユニバーサルサービス制度については、最終保障提供責務という新たな制度が設けられたところです。この改正法については、2年以内、したがって令和9年5月までには施行する必要がありますので、本年7月に情報通信審議会の電気通信事業政策部会において、複数の事項について諮問させていただいたという状況でございます。

この諮問事項についてまとめた諮問時の概要資料を左下に抜粋させていただいております。この左下の答申を希望する事項のうち、1の最終保障提供責務の導入等に向けて検討が必要な事項については、現在、ユニバーサルサービス政策委員会で、まずは大枠から御議論をいただいているところでございます。最終保障提供責務の導入に伴いまして、現行の交付金制度と併存する形で、新たな交付金制度が設けられることとなりますので、そちらについては、ユニバーサルサービス政策委員会で大枠が決まってから、このワーキングの場を活用して、来年以降、御議論をいただければと考えてございます。最終保障提供責務の関係と同時にほかの事項についても諮問させていただいております。それがこの左下の概要資料でいうところの2から4になってございます。このうち、詳細については後ほど説明したいと思っておりますが、電話の関係で申し上げますと、赤枠内の2の下の括弧書きにございますけれども、1つ目が令和7年度以降の交付金の算定方法をどうするかというところ、2つ目は災害時用公衆電話に関する補填の在り方ということで、こちらを検討項目としてございまして、こうした項目について、より具体的に検討を行っていただく必要があるかと考えてございます。

こうした背景から、上の枠内の2ポツ目になりますけれども、本年7月に開催されたユニバーサルサービス政策委員会において、既存のワーキンググループを改組するような形で、本ワーキンググループの設置について、委員の先生方から御了承いただいたというのがこれまでの経緯になってございます。

続きまして、3ポツ目にございますけれども、まずは来年1月に答申を頂戴したいなということを目標にしまして、まずは、電話、第一種の交付金・負担金について集中的に御議論をいただければと考えてございます。一方で、ブロードバンドに関する交付金制度もございまして、こちらにつきましては、令和4年の法改正で制度化されたものですが、来年度、令和8年度から実際に交付金の交付が開始される予定となっております。今、このような現状でございますので、このブロードバンドのユニバーサルサービスに関する交付金の運用状況についても、本ワーキンググループに報告をさせていただいて、短期的にもし御検討いただいたほうが良いかなという事項がございましたら、適宜、このワーキンググループの議論の俎上に載せていただければと考えてございます。ですので、左下の諮問時の資料の「答申を希望する事項」の3については、その下で「2027年3月日途」で答申をいただきたいとは書いてございますけれども、短期的に、早急に見直した方が良い事項がございましたら、それよりも早い段階で、適宜、吸い上げるといふか、形にしていければと、答申についてまとめていければと考えてございます。以上が1ページ目に関する御説明でございました。

続きまして、ページ進んでいただきまして、右肩の2ページ目を御覧ください。こちら、このワーキンググループの当面のスケジュール感につきまして、関連する会合との関係性も併せてお示しさせていただいているという資料になります。この左の欄にございまして、本ワーキンググループは、情報通信審議会、その下の電気通信事業政策部会、さらにその下のユニバーサルサービス政策委員会の下に設けられているというような階層になってございまして、先ほどの御説明でも申し上げましたけれども、まずはこのワーキンググループにおいて、電話の交付金について、令和7年度以降の算定方法をどうしていくのか、災害時用公衆電話についてどうしていくのかというところについて、集中的に御議論、御検討いただきたいと考えてございます。それがこの10月から12月までの、左下のこのショートなタームでの直近のスケジュールになっているというところでございます。年内に取りまとめ案を得るところまで行きまして、その後、取りまとめ案について、パブリックコメントの手に付しまして、年度内ぐらいに答申を頂戴できればと考えてございますので、委員の先生方におかれましては、いろいろ御多忙かと思うんですけれども、ぜひ御協力を賜れますと幸いです。以上が2ページ目の説明でございます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。こちらは参考資料にはなるんですけれども、大元の情報通信審議会の諮問のときに示したスケジュールを付けさせていただいております。この全体像の中で申し上げますと、このワーキングの年度内の一連のショートなタームでの検討、2ページ目で御説明差し上げた内容というのは、このスケジュールの線表中で申し上げますと、赤枠で囲っている部分の「ワーキンググループ開催」という箇所に対応してございまして、これを拡大したのが先ほどの2ページ目の資料というイメージでございます。

また、繰り返になってしまう部分がございますけれども、このワーキンググループは電話について急いで検討が必要な事項について、まずは取り扱っていきたくてはいるんですが、この検討が終わった後は、このワーキンググループは引き続き設置したままとさせていただきまして、電気通信事業政策部会とかユニバーサルサービス政策委員会の方で、最終保障提供責務の関係の制度の方

向性、大枠が固まり次第、新たな交付金制度を作っていく必要、それと同時に現行の交付金制度についても見直していく必要があるかと考えてございますので、それらについて取り扱っていただければと考えてございます。この線表中、ワーキンググループ開催という文言が令和7年11月から令和8年2月あたりまでにのみ係っているように見えるんですが、これは実際には、令和8年以降も引き続きワーキンググループを開催させていただくということで考えてございます。

最後に、4ページ目を御覧ください。こちらについては、開催要綱とも重なる情報にはなるんですけども、このワーキンググループの体制を示してございまして、従前どおりですが、主査を関口先生に、主査代理を相田先生に務めていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

資料2についての説明は以上になります。

続きまして資料3です。資料3に基づいて、具体的な論点とか事務局として考えている検討の方向性について御説明を差し上げていきたいと思っております。資料2の説明で申し上げたとおり、大きく2点あるかと思っております。1つ目が令和7年度以降の交付金の算定方法、2つ目が災害時専用公衆電話への補填をどうするかでございます。

それではページを進んでいただいて、右肩1ページ目を御覧いただければと思うんですけども、1つ目の検討項目は、令和7年度以降の電話のユニバーサルサービスに関して、交付金の金額の算定方法をどうしていくかというところでございます。この電話に関する交付金の算定方法については、現時点で今年、令和7年4月にいただいた答申が最新のものになってございます。ここでは令和6年度第4四半期ということで、令和7年1月から3月までの交付金の算定方法までを決定してございます。したがって、この令和7年の答申が今回の議論の出発点になるかと考えておりますので、上の枠内にポイントをまとめさせていただいたところでございます。そもそもこの検討の背景としましては、枠内の黒丸の部分にございますけれども、NTT東西さんの方で、PSTN網からIP網に切り替えていくという、いわゆるマイグレーションを進めていく中で、交付金算定においてはそれにどう対応していくのか考える必要があった、という背景がございました。

その具体的な結論につきましては、チェックマークで3つ書かせていただいております。1つ目はPSTN網を前提とした、1つ前の第8次PSTN-LRICモデルと、移行後のIP網を前提とした第9次IP-LRICモデルの2つが併存するという中で、このマイグレーションの進行中は、その進捗状況に応じて、それぞれのLRICモデルによって算定した金額の加重平均を取るという手法を取ってございました。ただ、本年1月までにこのマイグレーション自体は完了しておりますので、令和7年1月から3月についての交付金額の算定については、第9次IP-LRICモデルのみで算定すれば良いんじゃないかというのが1つ目の大きなポイントだったと考えてございます。

続いて、チェックマークの2つ目の部分ですけれども、この第9次IP-LRICモデルを適用していく際に、アクセス回線についてはモデル上、光回線を選択することも可能となっている中で、実際の回線種別に応じて、すなわちメタル回線についてはメタル回線のまま、光回線とみなすというような補正的な対応は取ることなく、そのままメタル回線として算定するというところで良いのではないかと、という内容をいただいております。こちら、接続料の算定と並びを取るという側面もあったのかと考えてございます。

3点目は、モデル外補正の話なんですけれども、第9次IP-LRICモデル、こちらを使って算定しますと、設備構成が変更されていることに伴って、FRT、小さな収容局について、異常な台数が出てきてしまう、現実とはかけ離れている数字が出てきてしまうという事象が生じていたというところでございます。このFRTの台数の異常値については、本来的にはLRIC自体を改修して、モデルの中に取り込んでいくことが良いんじゃないか、という御意見もいただいていたと承知はしてございますけれども、なかなか実務上はすぐには対応できないというところでしたので、短期的にはモデル外、モデルの外で補正するというような暫定的な対応を取ることで良いんじゃないかという内容をいただいております。

以上、電話に関する交付金の令和7年の答申での最新の決定事項になるんですけども、こうした内容を踏まえまして、赤の矢印で書かせていただいております。令和7年度以降の算定方法について検討する必要があると認識してございまして、我々、事務局としましては、その下の検討の方向性に書かせていただいたとおり、これらの、今申し上げたその3点については踏襲するという形で良いんじゃないかと考えてございます。

その理由につきましては、右の欄に記載させていただいておりますが、大きく2点ほどあるのかな

と考えてございまして、1つ目が、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、最終保障提供責務に紐づく交付金、新しい交付金制度について、今後、検討して、始まっていくというところになってございます。なので、現行の交付金制度とは別に始まることになっているんですけれども、例えば、交付金額の規模だとか、これは実質的にエンドユーザーの方々に転嫁されている負担金の単価みたいなのところにも関係してきますし、あとは事務量として明らかに増えていくことにはなりませんので、そこをどう整合的にオペレーションというか、事務フローを組んでいくかといった観点から、現行制度の交付金制度についても見直していかなければならないとは考えているんですけれども、それについて、この新たな交付金制度と併せて、一体的、総合的に見直していく必要があると考えてございまして、新しい交付金について詳細を検討する際に併せて検討していくことが良いんじゃないかと考えているところでございます。また、その後段の部分になりますけれども、交付金の算定方法を変更したというときには、NTT東西さんだとか、あとは支援業務を実際行っていたTCAさんにおいても、また、我々、役所の側でも、新たな制度に適用するための割と相応の事務負担が生じるというような実務上の負担も、一応考慮しないといけないかと考えてございまして。

理由の2点目としましては、NTT東西さんによる加入者回線の移行が挙げられるかと考えてございまして、先月末、NTT東西さんの方で、加入電話のアクセス回線について、2035年を一つの区切りとして、それまでにメタル回線を光とかモバイルに移行させていくというような大きい方針が発表されたと承知してございます。したがって、現行の交付金制度が算定の基礎としている設備構成というのが大きく変わるということだと思いますので、そういった意味でも現在の交付金制度はきちんと見直していかなければならないとは認識しているんですけれども、見直していくに当たっては、代替的な光とかモバイルとかの設備、サービスがどう広がっていくのかとかいった、これからの需要予測みたいなのところも踏まえて、しっかりと検討していく必要があると考えてございまして。その具体的な内容については、今、まさにNTT東西さんの方で具体的な計画を策定中と認識してございまして、このタイミングでそういった要素をなかなか取り込んでいくのは難しいかなというのが理由の2つ目でございます。

以上、ちょっと雑駁ですけども、1点目、令和7年度以降の交付金制度についてどのように考えていくのかという論点でございました。

続きまして、右肩2ページ目を御覧ください。こちらは災害時用公衆電話に関して、補填の開始の可否、あとは補填を開始する場合にはどう算定していくかを検討していければということで考えてございまして。こちらの論点について、現在は令和4年の答申でいただいた内容が、最新の内容で、議論の土台になるのかと考えてございまして、次の3ページ目に該当の部分を付けてありますので、適宜、参照させていただきたいと思いますが、このポイントとしては、上の枠内に、またチェックマークで4つ書かせていただいておりますが、大きく4点ほどあるのかと考えてございまして。

まず最初、1点目としましては、災害時用公衆電話については、現在、アクセス回線について、接続料で算定の基礎としているというところなんです。こうしたことも踏まえて、接続料ではなくて、今後、交付金の交付対象として考えていきます、ということにする場合であっても、アクセス回線部分のみに限るのが適当ではないかという結論をいただいております。

次に、2点目につきましては、交付金の原資となる負担金については、エンドユーザーの方に転嫁されているという実態も踏まえて、国民負担ということで、それを増やさない範囲で行っていくべきではないか、ということも御提言いただいております。

3つ目、4つ目が、日本語で長々と書かせていただいたんですけれども、ちょっと難しいかなと思いますので、次のページの答申の抜粋をつけさせていただいておりますので、この右下のグラフを見ながら御説明を差し上げたいと思います。これは令和4年のこの答申を出すタイミングで、当時、思い描いていたあくまでイメージ図にはなるんですけれども、赤い棒グラフが第一種の公衆電話の維持費に関する補填額、緑の棒グラフが第一種の公衆電話の撤去費に関する補填額を示してございまして。第一種公衆電話につきましては、令和4年に設置基準を緩和しております、NTT東西さんとしても、2031年度、令和13年度、一番右端の年度までに削減を完了させるという計画を発表されているということで承知してございまして。少なくともそれまでの期間については、その撤去費用についても、このユニバーサルサービスの交付金の中で補填していくということになってございまして、したがって、この左から2番目の部分、令和4年の実績額から、撤去費に関する補填額が上乘せされているということで、グラフとしては緑の棒グラフが乗っかってきているというようなことになってございまして。この第一種公衆電話について撤去を進めていく結果として、その削減を進めていくことに伴い

まして、維持費の総額としては減っていくのではないかという見通しを当時立てていたというところでございます。

ここで第一種公衆電話の削減を開始する直前、一番左端でございます令和3年度に提供されたサービスに関する補填額を基準額としまして、青い棒線を横に引っ張っているんですけども、これを基準額として、第一種公衆電話についての維持費と撤去費の合計額が基準額を下回ることになった場合には、災害時用公衆電話について補填を開始するかどうかの検討を行うべきなのではないか、その具体的な補填金額については、その際、併せて考えていくのが良いのではないかと、というのが、令和4年の答申でいただいていたポイントでございました。これは、多分、第一種公衆電話と災害時用公衆電話、広い意味では公衆電話として同じカテゴリーになりますので、先ほどの国民負担を増やさないという方向性を踏まえまして、第一種公衆電話についての補填額が令和3年度基準額より少なくなっていた場合には、その差額を災害時用公衆電話への補填に振り向けていくという趣旨だったのかと認識してございます。

このグラフ、当時のイメージ図ということで申し上げたんですけども、ですので、このグラフでは令和9年度の実績額から基準額を下回っていくのではないかと考えていたようなのですが、今、交付金の実績額を見ますと、実は昨年度、令和5年度の数字で、もう既に下回っている、今年出てきた令和6年度の数字についても連続して下回っているという状況でございますので、今回、この補填開始について検討すべきタイミングかと考えまして、論点として設定させていただいたということです。なぜ昨年度じゃなかったのかという点なんですけれども、これは、1箇年度だと、当時のイメージ図のようなトレンドが続くのが、ちょっとなかなか見えないところがあったため、もう1年待っていたということが実情になってございます。

以上、踏まえまして、ページを戻っていただいて、「検討の方向性」というところをまた御覧いただければと思います。1ポツ目は、先ほどのグラフのような状況が続いていくということが確認できるのであれば、令和7年度分から、なので来年度申請が上がってくる分から災害時用公衆電話について補填を開始すれば良いんじゃないか、という内容でございます。

2ポツ目についてなんですけれども、こちら過年度分、令和5年度と6年度については、受益と負担の関係を踏まえると、すごく時差が生じてしまうということになりますので、これらについては、補填は行わないということが適当なのではないかと考えてございます。

3ポツ目ですけれども、こちら令和4年答申、先ほどのグラフのところで申し上げたとおり、負担を軽減していくという観点も踏まえまして、災害時用公衆電話について補填を開始することになった場合であっても、それは第一種公衆電話の維持費・撤去費と合計した額が、令和3年度の実績額を上回らない限度にするべきではないかということで考えてございます。

4ポツ目は、この災害時用公衆電話は、そもそも第一種公衆電話とあえて比較すれば、公共性とか社会的必要性は高いサービスではないかと認識してございますし、NTT東西さんとしては、ここで収益は得ていない、収益は出ないサービスなので必然的に赤字になってしまうサービスであると、結果としまして、NTT東西さん以外には提供者はいらっしゃらないという実態を踏まえまして、LRICで効率的な設備構成を、みたいなことを考えるんじゃなくて、実際に要した費用をベースに算定していくことが適当なのではないかということで考えてございます。

最後、5ポツ目ですけれども、ちょっとこちらは技術的な話になりますが、現在、接続料に転嫁されているそのアクセス回線費用について、今後、仮に補填を開始することが適当だということであれば、ユニバーサルサービス交付金の算定の基礎に入ってきますので、逆に接続料の算定から除くことが必要なのではないかとということで考えてございます。

以上、すみません、長々となりますけれども、論点2つの御説明で、最後、4ページ目は、先生方はもう御案内のとおりかと思いますが、災害時用公衆電話の令和4年の答申に向けた議論のときの概要資料を、一応抜粋で付けさせていただいてございます。

私の説明は以上になります。関口先生に一度、お戻しさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

【関口主査】

どうもありがとうございました。ただいま、資料2、3につきまして、事務局、隅田補佐から説明をいただきましたが、今の説明で理解できるように、研究会ベースのときにはブロードバンドユニバに特化した議論をしていたわけですが、今回、審議会の下にワーキングが入ることになったことに伴

って、メタルのユニバの3点も、必要に応じて検討していくことが付け加わりました。

今、説明いただきましたように、特に資料3のところ、直近の課題についても説明がございました。かつて特設公衆電話と言っていたのが、災害時用公衆電話に途中から名称が次第に変わってきており、資料3の最後のページの4ページ目ですが、この写真の黄色い旗を御覧いただくと、まだ特設公衆電話と呼び馴らしていた時代の写真がそのまま転用されておりまして、最近、この特設公衆電話という名称を使わなくなっておりますが、写真は差し替えずにということで、両方、同じことを指しているんですけれども、ここについて、従来からアクセス回線については接続料で見ると言っていたことについて、撤去費用がかさむということもあるので、そこの関連で、補填をどうするかというところの議論をここでやらなければいけないということが少し付け加わってきたということのようです。

資料2のスケジュールにもありましたように、メタルの方を先行して議論を進め、必要に応じてブロードバンドの課題についても扱うというスケジュール感を説明いただいたということなのですが、以上の事務局説明につきまして、意見交換に移りたいと思います。御意見、御質問のございます方は、チャットでも、手挙げでも、直接、御発言でも結構ですので、御発言等、お願いできれば幸いです。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

大谷先生、次に相田先生と、今チャット欄に入っておりますので、大谷先生からお願いいたします。

【大谷構成員】

大谷でございます。御説明ありがとうございました。

今、ちょうど御説明をいただいた災害時用公衆電話の実情について、いくつか情報をいただければと思っております。まず、資料3の3ページのところですが、やはり災害時用公衆電話が果たしている役割を考えますと、今後、この基準額を下回る形で、第一種公衆電話について補填がなされるのであれば、災害時用公衆電話について、アクセス回線の範囲で補填していくことは、必要なことではないかと思っております。やはり、災害時用公衆電話がどのように用いられているのか、災害が多い国土でもありますので、その設置の状況、利用の状況などについて、今後、NTT様などからお話を聞ける機会がありましたら、ぜひ教えていただきたいと思っております。今日の資料の範囲で申し上げますと、3ページのところの基準額、青線でモデルとして提示していただいているこの金額の規模感なんですけれども、当時、理解していたつもりですが、改めていくらかの金額で、今、オレンジ色の三角のところは年間でどのぐらいの差分というか、余力が出ているのかといったところについて、御教示いただければと思います。私からのお願いは以上でございます。

【関口主査】

どうもありがとうございます。事務局、今の先生からの質問についてはお答えいただけますか。

【事務局】

事務局の隅田でございます。大谷先生、御確認、御質問ありがとうございました。

具体的な金額についてなんですけれども、このグラフで基準額として示させていただいている令和3年度の金額は37.2億円になっているところでございます。

令和6年度分のユニバーサルサービスの交付金の認可申請について先月末に対応したところなんですけれども、去年出てきた令和5年度の実績額が、維持費と撤去費を合計すると35.4億円ということなので、去年の段階で差額が1.8億円生じていたというところでございます。今年については、ちょっと撤去費が上積みされたということもございまして、維持費と撤去費の総額としては36.7億円、ただ、基準額37.2億円に比べると、まだそこには満たないというところにはなっております。金額としましてはそんな感じですが、大丈夫でしょうか。

【大谷構成員】

はい。想像していた金額に近いので安心いたしました。また、御説明にあったとおり、トレンドとして、やはり余力が出てきているというか、撤去費用を踏まえても、災害時用公衆電話の補填に回せる金額が、ある程度、出てきているというトレンドについては疑いのないところだと私も感じた次第です。ありがとうございます。

【関口主査】

ありがとうございます。続きまして、相田先生、よろしくお願いいたします。

【相田主査代理】

私も災害時用公衆電話についてなんですけれども、先ほど14ページの図は、15ページでしたっけ。これはメタル回線の絵だと思うんですが、確かNTTさんが先月末公表された計画によれば、もう来年からは一部エリアでの光への置換え、2028年からはエリア単位でのもっと積極的な置換えが入ってくるかと思しますので、この災害時用公衆電話についても、メタル回線から光回線の置換えをやっていくことになるかと思えます。従来の公衆電話の撤去費用については補填額の中で賄って良いよということだったんですけれども、災害時用公衆電話のメタル回線から光回線に要する費用については、メタル回線から光回線の置換えに関して、エンドユーザーには請求しないとNTTさんがおっしゃっていることも踏まえて、2ページのところでは実際に要した費用をベースに算定することが適当ではないかという表現があるんですけれども、メタル回線から光回線への置換えに要する費用をこの中に含めるのかどうかということについても議論する必要があるんじゃないかなと思いました。以上です。

【関口主査】

ありがとうございます。事務局、何かコメントございますか。

【事務局】

相田先生、ありがとうございます。今、示している検討の方向性について、具体的な、より詳細の論点を、検討すべき事項をいただいたと認識してございますので、今後また議論させていただければということで、こちらとして、一度預からせていただければと考えてございます。ありがとうございます。

【関口主査】

相田先生、よろしゅうございますか。

【相田主査代理】

結構です。

【関口主査】

ありがとうございます。次、長田先生、お願いいたします。

【長田構成員】

長田です。私も災害時用公衆電話についてなんですけれども、能登の地震が起こったときに、どの程度、災害時用公衆電話が利用されたのか、その頃はまだ特設公衆と言っていたかもしれませんが、それについて、私が委員をしている電波監理審議会で質問して、数字をいただいて、ちょっとその数字を今すぐぱっと出せなくて大変恐縮なんですけど、思っていたよりも非常に利用度が低かったというのが事実でした。モバイルの皆さん、すごく頑張られて、復旧に努力をされたということもありますけれども、もう人々の生活そのものが固定電話よりはもうモバイルでの連絡のやりとりになっている現状も大きく影響していると思います。

この災害時用公衆電話が置かれることで災害時に非常に安心だとずっと思ってきましたけれども、やはり何か起こったときにすぐその電話を設置するという訓練というか練習もなかなかされていないということもあるのかと思います。この補填をすることに反対とかそういうわけではないんですけど、せつかくの設備をちゃんと生かしていけるような努力をみんなできなくていけないな、きちんと設置をしてみんなで使えるということが大切だなと思いましたので、そのことをお伝えしておきたいと思います。以上です。

【関口主査】

ありがとうございます。これは御意見として賜るということで、特に回答をどこから求めなくてよろしいですか。

【長田構成員】

電波監理審議会の議事録は非常に簡単なものしか公表されてないので、後でまたチェックして分かったらというか、総務省の方で調べていただいたので、数字が分かれば、いずれまた皆さんと共有できれば良いかと思っています。以上です。

【関口主査】

ありがとうございます。具体的な数字については、また後日、分かったタイミングで、このワーキングで開示をいただければと思いますので、事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局】

長田先生と関口先生、ありがとうございました。利用頻度といいますか、利用実態というか、そこら辺についてもきちんと基礎情報として確認してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【関口主査】

ありがとうございます。次に、砂田先生からチャット欄に入っていますので、よろしくお願いいたします。

【砂田構成員】

砂田です。まず、検討事項①なのですが、これは事務局が提示されている方向性で良いのではないかと思います。大きな改正、見直しをする前の繋ぎの時期をどうするかという議論だと思いますので、この期間はできるだけ事務負担も増やさずに進めていくのが良いのではないかと私も思います。

それと、検討事項②の方なのですが、長田先生、ありがとうございました。私も実はこの利用状況が気になっていて、自治体からの要請等で設置台数は伸びても、実際の利用がどうなのかを質問させていただこうと考えていたところですので、今の長田先生の御発言でそこがはっきりいたしました。また、かなり前倒しで、第一種公衆電話の維持費と撤去費に関する補填額が、この基準額より下がった、スピードアップができたことの原因も知りたいと思うんですが、やはり実際にはあまり利用されていないということになったら、ここの補填についてはこれで良いかと思うんですけども、全体として、国民がよく利用する方向を踏まえた上で、今後、検討する必要もあるだろうと思います。私からは以上です。

【関口主査】

ありがとうございます。①については御賛同ということで、②についても長田先生と同方向の御意見ということで承りました。次回、NTT東西さんからプレゼンがございしますが、今の時点で、具体的な数字は別として、利用の実態について、補足的なコメントを東西さんからもしいただけるようであれば頂戴しますが、いかがでございますか。

【NTT西日本株式会社】

木下でございます。現時点で取組としてお話できることとしては、自治体などの支援をしながら周知活動などを一緒に行っているというのはあるんですけども、本日は口頭になってしまいますので、次回、20日にプレゼンがございしますので、その中で災害時公衆電話について、補填の仕組みをどうしてほしいという弊社の希望はもちろん申し上げるんですけども、今の取組についてもお話できるように準備をしたいと思います。すみません。今日のところはこれぐらいで、というところでもよろしくお願いいたします。

【関口主査】

ありがとうございます。次回に期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

【NTT西日本株式会社】

はい。よろしくお願いいたします。

【関口主査】

では、藤井先生、お願いいたします。

【藤井構成員】

藤井でございます。よろしくお願いいたします。

検討項目の①と②についてなんですが、①の方向性は良いのではないかと思います。今後、モバイル網固定電話とかいろいろなものに転換されていくという過程ですので、あまりここを複雑にするのも良くないと思いますので、この方向性で良いのかと思いました。

②については、①が令和9年度から変わっていくことを考えたときに、②の検討はどこの範囲までなのかがちょっと分からないところがあったんですが、これはもうこの後ずっと、令和9年以降も含めてどういう形にするかを検討していくのかどうか、というところが1つ質問です。

もう1つは、もしそうだとすると、①の方が変化することによって補填額が変化してきたときに、もし固定電話、加入電話の方への補填額が減ってきたという状況になるのであれば、災害時用公衆電話の方に振り分けるといっても一つのアイデアではないかと思ひまして、ちょっとその辺りはどういう傾向になるのかにもよるかと思いますが、こちらの補填額、今の状況だとあまり多くない状況だと思ひますので、そういうのをもう少し強化できることがある、かつ国民負担はそんなに増えないという方法があるのであれば、そういうのも探ると良いのかと思いました。私からは以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございます。今の藤井先生からのコメントに対して、事務局、何かお答えいただけますか。

【事務局】

事務局の隅田でございます。1点目、令和9年度以降運用される制度について大きな見直しを今後予定している中で、災害時用公衆電話についてはどう考えているのかということまでしか、ちょっと接続不良のため聞き取れなかったのですが、まず、その1点目につきましては、先生がおっしゃるとおりの部分もあるかと思ひますが、まさに公衆電話なので、そのサービスの在り様みたいなのは変わっていくものだと思います。ただ、他方で、今、令和4年の答申を踏まえて、トリガーとして、補填を開始して良いんじゃないかということなので、現時点においては、何年度までというのは特に時限を設けずに、災害時用公衆電話というその類型について、今後、補填を行っていくかどうかということと考えてございますが、もしかしたら、令和9年度以降に向けた制度の見直しの中で、公衆電話そのものについて大きく見直すという場合には、災害時用公衆電話についても影響を受けるかとは思ひてございます。すみません。お答えになっておりますでしょうか。

【藤井構成員】

はい、ありがとうございます。

もう1点は、①の方の令和9年度以降の見直しの過程で、最終的に固定電話というか加入電話に関する補填額が減少してきたときは、逆に言えばそのところで国民負担が減ることになりますので、こちらの災害時用公衆電話の方についてあまり補填額が増えないという状態であれば、こちらの方に振り分けるといってもあるのではないかと思います。まだこの辺りは9年以降にどうなるかによって、減るのか、増えるのかは分からないので、そういうところも踏まえて考えるのが良いかと思ひますので、あくまでこれは一つの案としての意見ですが、そういうところをコメントさせていただきました。以上でございます。

【事務局】

2つ目、御意見としてありがとうございます。おっしゃるとおり、この説明の際にも申し上げましたけれども、今は実績額では基準額を下回っているということまでは確認はできているところなんですけれども、今後のトレンドがどうなっていくのかは、メタルの置換えみたいなどころとか、加入電話そのものがどうなっていくかというのがありますので、そこら辺も含めて、ある程度、仮定的にはなるんですけれども、予測とかをいろいろ考えながら検討していく必要があるかとは考えてございます。ありがとうございます。

【藤井構成員】

承知しました。ありがとうございます。

【関口主査】

どうもありがとうございました。現在、チャット欄で御発言を希望されていらっしゃる先生方の御意見は全て賜りましたが、せっかくの機会ですので、まだ御発言になられていない先生からも御意見賜れば、感想でも結構ですので幸いなのですが、いかがでございましょうか。

春日先生、お願いいたします。

【春日構成員】

春日でございます。私からは、事務局からの「検討の方向性」というところで、これから検討していく内容について、その大枠の方向性については何の異論もないところでございます。

1点、気になりましたのが、検討事項②のポツの2つ目のところで、受益と負担の観点から過年度分について補填を行わないとすること、これは理由として非常にリーズナブルだと思いますし、実際問題として、我々のこのワーキンググループとしても、過年度分について利用者に負担を求めるといっては適切じゃないという気もするので、こういう方向が落とすところかなという気もするんですけども、次回にヒアリングを準備していただいているということになっていますので、この辺の感触について、また事業者さんから御意見をお聞きできれば良いかなと感じました。以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございます。次回のプレゼンに期待するという事なので、東西さん、今の御意見にも対応できるように、ぜひよろしくお願いいたします。三友先生、次をお願いいたします。

【三友構成員】

三友です。感想めいたお話になってしまいますけれども、今日、いただいた方針に関しましては、電話に関するものですので、これまでの経緯も踏まえて、何か新しいことをするというよりは現行の制度の延長の中で進めていくのがよろしいかとは思いますが。

それと同時に、ブロードバンドユニバが始まりますので、電話のユニバがブロードバンドのユニバの足を引っ張ることなく、できるだけ早く終息するような方向で、この電話のユニバの制度をブロードバンドユニバの方に吸収していくといったトランジションのプロセスが必要なかなと感じました。私からは以上でございます。

【関口主査】

御意見として賜りますので、よろしくお願いいたします。事務局の方向性の御意見については、また今後の議論の中で斟酌するようによろしくお願いいたします。

さて、今日は高橋先生、お入りになっていらっしゃるいませんね。

【事務局】

すみません。事務局ですけれども、高橋先生はちょっと御都合が付かずというところで、今回は欠席ということです。

【関口主査】

了解です。ありがとうございます。一通り先生方からの御意見を賜りましたが、追加で御意見等ございます方は、どうぞ御発言いただければと思いますが、よろしゅうございますか。

各先生方から御意見賜ることができました。ほかに追加の御意見等ないようでございますので、本日の意見交換につきましては、ここまでにしたいと存じます。本ワーキンググループにおいては、資料2の説明にございましたように、まずは電話についての検討を進めつつ、必要に応じてブロードバンドについても取り上げるという方向性については説明のあったとおりでございますので、今後とも活発な議論のほど、よろしくお願いいたします。

今回は、本日、示された論点につきまして、NTT東西さん、関係事業者からのヒアリングということで、よろしくお願いいたします。最後、次回会合につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。次回会合につきましては、すでに御案内させていただきましたとおり、10月20日（月）10時から、本日と同様、Web会議形式にて開催予定です。詳細につきましては、改めて事務局から御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

【関口主査】

ありがとうございます。以上をもちまして、第1回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループを終了いたします。皆様、活発な御意見を賜りまして、どうもありがとうございました。本日はこれにて失礼いたします。

以 上